

# ケアマネ SAPPORO

2019.12.1 発行 第121号

社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

発行

〒001-0010  
札幌市北区北10条西4丁目1 SCビル2F  
TEL 011-792-1811 / FAX 011-792-5140

施設ケアマネジャーの役割の現状	I	支援するうえで心掛けていること	VI
ケアマネジメントにおける「利用者との信頼関係」	III	日々、自問自答しています	VI
札幌市からのお知らせ「移動支援用具について」	IV		
財産管理で困った方をどう支援する？	V		

## 施設ケアマネジャーの役割と現状

社会福祉法人パートナー 特別養護老人ホーム七色の風

施設長 田村 直人

### ●ご挨拶

まずは、このケアマネSAPPOROのコラムを通して、初めてご縁を持たせていただく方も多いためと思いますのでご挨拶させていただきます。

私は、札幌市北区屯田にごぞいます特別養護老人ホーム七色の風の田村と申します。少し経歴を申し上げますと、福祉のスタートは介護職として勤めさせていただきました。その後居宅介護支援事業所などケアマネジャー業務に従事し、施設管理職などを経て現職に至っております。

この度は施設ケアマネジャーにスポットを当てたコラムにしたいとお話をいただき、少しでも皆さまのお役に立てればとの思いから執筆をお受け致しました。もちろん読まれる皆さまの多くは居宅のケアマネジャーをされている方かと思いますが、少しでも施設ケアマネジャーに興味をもっていただき最後までお付き合いいただけると幸いです。

### ●施設ケアマネジャーの役割

施設は入所者の望む暮らしの実現やその能力に応じた自立支援の道筋を示すことが大切な目的になります。そのため施設では、施設サービス計画書に基づいてケアを提供することが基本となります。そのためのインタビュー・アセスメント・プランニングはもちろん、各専門職のコ

ーディネートや担当者会議の開催、そしてケアプランを周知し、実行、モニタリングしていくケアマネジメントサイクルをコントロールしていくのが施設ケアマネジャーの主な役割になります。更に、入所者・家族の代弁者としての機能も大切な役割の一つになります。

### ●施設ケアマネジャーの人員配置

施設ケアマネジャーは、それぞれの施設サービス種別において配置基準が定められております。例えば、特別養護老人ホームの介護支援専門員の配置は、その業務に従事する常勤の者を1人以上配置するものとするとしており、入所者が100人未満であっても1人は配置しなくてはならない。また、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされており、入所者の処遇に支障がない場合には、他の職務に従事する兼務も認められております。グループホームなど施設の種別によって配置基準は異なりますが、多くの施設において施設ケアマネジャーは1人～2人程度で担っているのが現状です。

### ●施設ケアマネジャーの魅力

皆さまは、施設ケアマネジャーにどのような印象をお持ちになっているのでしょうか。ポジティブな印象からネガティブな印象まで様々なご

感想があると思いますが、自信を持って言えるのは、施設ケアマネジャーは本当に魅力・やりがいのある仕事だということです。以下一部ですが、実際に勤務する施設ケアマネジャーの声を抜粋してみました。

- ・その方らしい暮らしを実現するため生活を見ながら24時間の視点で関わることができる。
- ・日々の業務のなかで成果を実感できる。
- ・施設の中心的人材として活躍できる。(施設ケアマネジャーは施設に1人~2人程度の配置が多いため)
- ・様々な部署や専門職と関わりを持つため、その専門性や技術などを学べる機会が常にあり自己スキルの向上につながる。
- ・人をマネジメントする力が身につく。

このように、施設ケアマネジャーは個人としてだけでなく、多職種が協働したチームとしての成果をより実感し、大きなやりがいやモチベーションの向上につなげることができる職種なのです。

### ●施設ケアマネジャーの不安

一方で、当然課題もあります。多くの施設において施設ケアマネジャーは1人~2人程度で担っていることが多いため、以下のような声も不安として聞こえるところです。

- ・一人で担当しており業務について相談する相手がいない。
- ・施設内における自分の立ち位置がはっきりしない。
- ・ケアマネジャーとして上手くチームをまとめてい

けない。

- ・地域において在宅向けの研修会ばかりで施設向けの研修会が少ない。

このような声も施設ケアマネジャーの実情として聞こえてくる場所ですが、そのなかで地域において在宅向けの研修会が多いが、施設向けの研修会が少ないのではないかとの声は非常に多く聞かれる場所です。施設ケアマネジャーの不安を解消するためにも、今後において当会各支部の皆さまにおかれましては施設向け研修会をご検討いただけますと大変有難いこととお願いする次第です。

### ●さいごに

私自身もケアに取り組むうえで、いつも意識していることがあります。それは「良い人間関係があってこそ良いチームができる。良いチームがあるからこそ良いケアができる」ということです。居宅でも施設でも良いチームをつくるということは容易にできるものではありません。しかし、良い人間関係のなかで働きたい、良いケアをしたいという想いはケアに携わる誰しもが望んでいることと思います。だからこそチームづくりは重要なのです。

ケアマネジャーの仕事であるケアマネジメントを実践することは、ケアチームをつくりケアの仕組みを構築することにつながります。この重要な役割を担い、その中心となって実践できる専門職こそ介護支援専門員の皆さんなのです。日々の業務も含めてご苦勞も多いかと思いますが、どうか頑張ってください。この度はこのような掲載の機会をいただき、また最後までお読みいただきありがとうございました。

## 札幌市からのお知らせ — 「介護保険サービス提供事業者調査票」について—

12月中に、札幌市より『介護保険サービス提供事業者調査票』が各サービス事業所に送られてくる予定です。

次期の介護保険事業計画や各施策に反映させる大切なアンケートです。アンケート最後に自由記載欄も設けられております。締切期日までの回答返信につきまして、各サービス事業所のご協力をよろしくお願いいたします。

## ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー

知っ得  
特別授業

ケアマネジメント専門職としての介護支援専門員 第3回

ケアマネジメントにおける「利用者との信頼関係」

北星学園大学 社会福祉学部

福祉臨床学科 准教授 畑 亮輔



皆さんこんにちは、北星学園大学の畑です。“ケアマネジメント専門職としての介護支援専門員”、今回は支援の基盤となる「利用者との信頼関係」を考えていきましょう。

これまでのコラムで「社会資源」と「ニーズ」をテーマとしましたが、これらを念頭に利用者への支援を行うためには十分なアセスメントが必要になります。そしてしっかりとアセスメントを行うためには、その基盤に「利用者との信頼関係」が必要不可欠です。

「利用者との信頼関係」は、アセスメントに限らず援助過程全体に利用者自身が安心感を持って参加するために必要なものといわれており、援助者が“利用者の期待に沿った反応”をすることで徐々につくられていきます。ここで、利用者の期待は言葉で表現されるものだけではない（むしろ多くは表現されない）ことに注意が必要ではないでしょうか。この言葉で表現されない利用者の期待をバイステックは7つにまとめ、それをもとに援助関係を形成する技法を示しました（バイステックの7原則）。利用者の期待は、

- ①一人の個人として迎えられたい
- ②感情を表現し解放したい
- ③共感的な反応を得たい
- ④価値ある人間として受け止めてもらいたい
- ⑤一方的に非難されたくない
- ⑥問題解決を自分で選択し、決定したい
- ⑦自分の秘密を守りたい

です。そのため援助者が、①利用者を個別化し、②利用者の感情表現を大切に、③援助者自身の感情を自覚し、④利用者を受けとめ（受容）、⑤利用者を一方的に非難せず、⑥利用者の自己決定を尊重し、⑦利用者の秘密を保持することで、「利用者との信頼関係」が構築されていきます。


しかし、どうしても日々の業務が忙しいと、このような言葉に表現されない利用者の期待ではなく、利用者が言うことばかりに意識が向いてしまうことが考えられます。こうなると、「信頼関係」を構築するた

めの“利用者の期待に沿った反応”は、“利用者の言うことを聞く”という姿勢で表現されることになり、それが過ぎれば、“利用者の言うとおりにする”という姿勢に帰結してしまいます。“利用者の言うとおりにする”ことが必要な場面もありますが、そのような関わりだけでは、より良い支援に向けて多くの壁にぶつかってしまうことが考えられます。例として、以下の2つの場面を確認してみましょう。

まず1つが、利用者が希望するサービス利用（種類・量ともに）が利用者の自立支援を阻害してしまうことが懸念される時です。やはりこのような場合には、利用者の言うとおりにするのではなく、しっかりと利用者自身に利用者自身のもつストレングスを伝えつつ、自立支援に資するケアプランを利用者とともに作成することが重要ではないでしょうか。もう1つは、利用者とその家族の意見が食い違う時です。この場合、“利用者の言うとおりにする”あるいは“家族の言うとおりにする”という姿勢だけでは、どちらかの意見のみに着目した支援になってしまいます。ここでも、両者の意見をそれぞれ取り入れながら、支援全体をコーディネートしていくことが望まれます。

“利用者の言うとおりにしないと信頼関係が構築できない”という心配もあるかもしれませんが、あくまでも「利用者との信頼関係」は支援の基盤であり利用者の自立した生活を支援することが“ケアマネジメント専門職としての介護支援専門員”の目的です。「利用者との信頼関係」を構築することを目的にしてしまい、利用者の自立した支援がおろそかになってしまっただけでは本末転倒ですね。だからこそ言葉で表現されない利用者のもつ期待を常に意識しつつ、日々の関わりを通してコツコツと「利用者との信頼関係」を構築することが大切だといえます。

業務に追われる中で個別化や受容が難しい時もあるかもしれません。この機会に改めて「利用者との信頼関係」とその構築に向けた7原則を振り返ってみてはいかがでしょうか。

ケアマネのためのスキルアップ情報コーナー 

知っ得  
特別授業

財産管理で困った方をどう支援する？ 第5回  
「法律と医学をつなぐもの -本人情報シートの活用-」

弁護士法人カント

弁護士 塚谷 翔



成年後見制度は、今後大きな変革を迎えることとなります。平成28年5月、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月には、成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」と言います。)を閣議決定し、さらに現在、全区市町村に中核機関という新たな機関を設置し、成年後見制度についての司令塔的な機能を与えるべく動き出しております。中核機関についてはここでは触れませんが、基本計画の中で、診断書の在り方について検討をし、本人の状況について診断書を作成する医師に的確に伝えるための検討を加えることとされており、かかる検討の結果、診断書の改定と新たな書式である「本人情報シート」の作成がなされ、既に運用が開始されております。書式の詳しい内容は、札幌家庭裁判所のHP内にある書式ページで確認できますので、是非実際の書式を確認してみてください。

([http://www.courts.go.jp/sapporo/saiban/tetuzuki\\_kasai/kasai/index.html](http://www.courts.go.jp/sapporo/saiban/tetuzuki_kasai/kasai/index.html))

「本人情報シート」というのは何かと言いますと、本人の具体的な生活状況等について、診断書を作成する医師が十分に理解をしたうえでの的確な診断書を作成するための情報を記載したものであり、作成者として想定されているのは、ソーシャルワーカーとして本人の支援に関わっている方であり、まさにケアマネジャーが主要な作成者として期待されております。また、かかる「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に渡すこととなりますが、後見等の申し立ての際の必要書類として家庭裁判所に提出することも期待されておりますので、裁判官が後見人等を選任する際の判断にも影響を与えることとなります。

医師は医学の専門家であるところ、成年後見制度は、民法を根拠とした制度であり、いわば法的な制度であると言え、このギャップが、医師に難しい判断を求めることになっていました(実際に今まで見てきた診断書でも、周囲の関係者らの見立てでは保佐で十分であるような方でも、後見相当と記載された

診断書や、明らかに認知症テストの結果的には後見相当であるにもかかわらず保佐相当と記載された診断書等がありました。)

今回作成された「本人情報シート」というのは、かかる法律と医学のギャップを埋めるものとして大きく期待されるものです。とりわけ、後見人をつけるため初めて診察をしていただく医師が診断書を作成するようなケースでは、不可欠な情報となりますし、記載される内容について具体的かつ詳細であればあるほど、医師や裁判所の判断にとって有益です。具体的には、本人に後見人、保佐人若しくは補助人をつけるべく申し立てをすとなった際に、まずは本人を担当するケアマネジャーが、「本人情報シート」を作成することになります(書式は前述の家裁HPからダウンロード可)。その際、ぜひ自由記載欄に詳細な本人情報を記載していただきたいです。具体的なエピソード等があると、医師(及び裁判所)が本人の特徴を掴むうえでは非常に有益です。

完成しましたら、これを、成年後見制度用の診断書を作成する医師に、診断書を渡す際に一緒に渡すこととなります。医師によっては成年後見制度用の診断書を自らダウンロードして所持しているケースもありますが、こちらから渡してあげるとスムーズかと思われ(診断書も家裁HPよりダウンロード可)。

なお、申立時には「本人情報シート」も裁判所に提出することとなりますが、原本自体は医師に渡してしまうため、その後医師から返却を受けられない場合も念のため想定して、渡す前に写しを取っておくといいです。診断書が完成しましたら、それと「本人情報シート」(原本若しくは写し)を、実際に申し立てをする方(本人・親族・弁護士などの代理人等)に渡すという流れになります。実際、すでにこの「本人情報シート」を利用した制度申し立てを進めています。このおかげなのか、医師の診断書の内容が非常に明確になっている印象があります。是非、ケアマネさんにはこのシートへの記載を手厚く行っていただきたいと思っております。

## 札幌市からのお知らせ

## 移動支援用具について

歩くことは健康を増進し、発病率を低下させる効果があります。

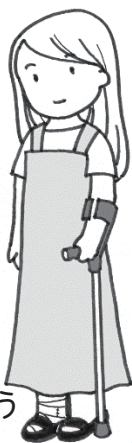
また、歩行を習慣化することは、筋力を鍛え、正しい姿勢を保つための貯筋・正姿効果があるとされています。

高齢者や障がい者が、急に運動を始めると内部障がい、整形外科的障がいを起こす可能性があるため、健康状態をよく把握したうえで、運動習慣の獲得に向けて支援しましょう。必要な用具を用いて行うことが、大切なので、利用する機会が多い杖の利用方法と給付制度を紹介します。



## 【T字杖】

グリップの形は様々です。  
力の入れやすい形を選びましょう



## 【ロフストランド杖】

握力の弱い人に適しています。  
使用する向きに気をつけましょう



## 【多点杖】

リハビリに使われる杖です。  
安定性はありますがデコボコ道では使いにくいです

## 給付制度

## 1 介護保険法による福祉用具貸与

※介護保険のサービスを利用できる方が、障害者総合支援法と共通する補装具を希望する場合は介護保険による福祉用具の貸与が優先となります。

## 2 障害者総合支援法による補装具費支給制度(身体障害者手帳)

※介護保険のサービスを利用できる方は、介護保険による福祉用具の貸与が優先するため、原則として障害者総合支援法での補装具費は支給できません。

## 3 難病患者等に対する補装具費の支給

※障害者手帳の交付を受けていなくても、申請する補装具に関係する部位の障がい難病により生じている場合は、支給できる場合があります。

## 4 日常生活用具による給付

※種目に対応した身体障害者手帳の所持者あるいは難病患者等であって、用具の給付が必要であると認められる必要があります。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 札幌市身体障害者更生相談所

〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条6丁目1-1

電話 (011) 641-8852 FAX (011) 641-8686

## 支援するうえで心掛けていること

ニチイケアセンター豊平 有料老人ホームニチイのきらめき  
介護支援専門員 河村 佳子

ケアマネになって今も忘れられない3名のお客様がいます。

彼らは若くして発病し、親類縁者とも疎遠で寝たきり同然の生活を強いられていました。

初回、先輩と同行訪問した私は、暑い日にカーテンを開けずに暗い部屋で暮らす彼らを見て、今後の訪問が憂鬱でした。けれど、暗い気持ちで訪問した私に彼らは精一杯近況を報告しようとしてくれました。

そんな彼らに対してどんな言葉をかけていいのか途方にくれた私は、考えた挙句に月に一度会いに来る友達のように接しようと決めました。



モニタリングを終えると、学生時代の思い出を話す時の屈託のない表情や地震の時に携帯に電話をくれたこと等、温かい記憶が蘇り、私自身勇気づけられます。

好きな言葉で「どっこい！おいらはいきている。」は彼らにこそ相応しい。ケアマネとして資格に胡座をかいていないか。日々に流されていないか問いかけながら出会いに感謝してこれからも励みます。

## 日々、自問自答しています

医療法人社団 上村内科医院

看護師・介護支援専門員 石濱 亜希子

私は、看護師、ケアマネを兼務し、4年目になります。以前の病院勤務では、退院後自宅はどうお過ごししか。心残りに思うケースがありました。入院中だけの関りではではわからない、その方その方を取り巻く環境、生きがいも違います。ケアマネを担当する中で、その方の何を一番に大事にしなければいけないか。ご本人やご家族の思いをはせて対応できているか。日々、自問自答しています。

この度認知症でBPSDのある方の担当をして、痛感したエピソードがあります。

日々認知症状が進み被害妄想、情緒不安、徘徊に近い状態になり、ショートなども利用していましたが、ご家族の疲労困憊があり、本人の納得されないままで高齢者住宅へ入所の運びとなりました。一晩目で、「家に帰りたい」と、大声で泣き叫び、結果、錯乱状態になり翌日、自宅に戻ってきました。

利用者の環境が変わることで、起こったことを一番に考え、ご家族ともに課題提供し、課題解決のために、どのようなプロセスを踏んだらいいか、共有できることがとても大切だと感じました。

通いも試みましたが現在は、住み慣れた自宅で訪問介護を利用し安心してお過ごしです。

この苦い経験で「認知症になっても自分の人生は好きなように生きられるべきですが、その方を取り巻くご家族、周囲の方がどのように考え受容していけるか、提案をすることができたら」と振り返り、経験を積んでいきたいと思えます。

## ケアマネSAPPORO 121号(2019年12月1日発行)

発行元:一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

編集:一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会 広報委員会

広報委員長:長崎 亮一

広報委員:鈴木 晴美/宮川 亮一/姉崎 重延/小川 美穂/伊藤 和哉/大木 雅広/甲斐 洋平

e-mail:kouhou@sapporo-cmrenkyo.jp ホームページ:http://sapporo-cmrenkyo.jp/ (札幌ケアマネで検索可)

